

滋賀・西河原宮ノ内遺跡

にしがわらみやのうち



(近江八幡)

- 1 所在地 滋賀県野洲市西河原
 - 2 調査期間 二〇〇六年（平18）四月～八月
 - 3 発掘機関 滋賀県教育委員会・財滋賀県文化財保護協会
 - 4 調査担当者 畑中英一
 - 5 遺跡の種類 官衙跡
 - 6 遺跡の年代 弥生時代～鎌倉時代
 - 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要
- 西河原宮ノ内遺跡は、近江地域湖南北部（旧野洲郡中主町域）の琵琶湖東岸日野川左岸の河口付近に位置する。近隣に所在する西河原森ノ内遺跡や湯ノ部遺跡から出土した木簡は広く知られている。この他にも隣接する西河原遺跡、光相寺遺跡、虫生遺跡からの出土例をあわせると一〇〇点弱にのぼる古代の木簡が出土している。これらの木簡が出土する遺跡は約一km四方の

中に集中し、かつ七世紀後半から八世紀（中でも前半）にかけてのものに限られている。また、その範囲内の建物遺構は南北方向を指向し、畿内系の土師器を大量に用いていることも共通する。こうした状況から、従来個別の遺跡として断片的に捉えてきたこれらの遺跡を、近年では「西河原遺跡群」と総称するようになった。

今回の調査は、主要地方道近江八幡守山線道路改築工事に伴うもので、調査面積は約九六〇m²である。調査の結果、七世紀後半から八世紀にかけての掘立柱建物二棟、溝四条を検出した。

掘立柱建物一は、コーナー部分のみを検出しており、二間×二間以上（柱間は約一・五m）の規模をもつ。掘立柱建物二は、三間×四間（柱間は東西列約一・八m、南北列約二・一m）の南北棟総柱建物で、床面積は約四五m²ある。大型の倉庫であり、当該遺跡の性格を勘案すると、西河原遺跡群の倉院の一画であると考えられる。なお、一九八五年に中主町教育委員会の試掘調査で出土した一号木簡（本誌第二五号）は、この掘立柱建物二を構成するピット2-1の柱抜取穴の遺物であることが判明した。

木簡は、調査区南東部の遺物包含層から一点、掘立柱建物二を構成する柱穴のうち、ピット1-2から一点、同1-5から二点、同2-5から一点、同3-4から一点、計六点出土した。掘立柱建物二を構成する柱穴には、柱を抜き取った跡の凹みに、有機物を多く含む層が堆積しており、木簡はいずれもその中に含まれていた。(3)

は一つに折られた状態で、かつ(4)とともに折り重なった状態で見つかっており、これは一号木簡の出土状況とも共通している。柱穴にはその後さらに灰色系の粘土が自然堆積している。

これらの木簡は、柱を抜き取った際に生じた凹みに自然に流入し

たのではなく、有機物とともに人为的に投棄されたと考えられる。

また、木簡以外には板材及び僅かに土器の細片が見られるのみであることから、祭祀的な要素を見いだすことは困難である。

年代を示すものは、木簡に記された年紀である「辛卯年」(持統五年(六九二))、「庚子年」(文武四年(七〇〇))、「壬寅年」(大宝)年(七〇一)がみられる。おそらく八世紀初頭頃に建物の撤去とともにまとめて廃棄されたものと推測である。

8 木簡の釈文・内容

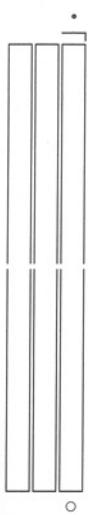
遺物包含層

(1) 「觀而為□有□□」

293×25×10 011 第1号

掘立柱建物二[ピット2—5

(2) 「壬寅年正月廿五日三十寸造廣山[□□]○」



272×44×7 011 第1号

掘立柱建物二[ピット3—4

(3) 「辛卯年十一月一日記宜都宜棕人□稻千三[百五十三半把。」
595×41×10 011 第四号

(4) 「□□ 別俵二石春稻□□」
「□□□□石□□百束□」
(307)×(39)×7 019 第五号

(5) 「×刀自右一人貸稻□□稻[斤カ]」
「百□又□□稻冊□貸[斤カ]」
「×人佐太大連二人知 文作人石木主寸文通。」
(289)×45×5 019 第六号

掘立柱建物二[ピット1—2

(6) □

(174)×(29)×6 081 第七号

(1)は、一点のみ出土地点が異なり、内容も習書とみられる。

(2)は、下端やや左よりに円孔が穿たれている。「壬寅年」は大宝二年(七〇一)。裏面にも薄い墨痕が見られるが判読できない。「三十造」は西河原森ノ内遺跡一号木簡の歴名の中に見えるが、「勝鹿首」は初見。日付の下に二行書きの人名があり、その下にサイン状のものがみえる。本来はこちらが裏面で、受け取りの確認のよう

掘立柱建物二[ピット1—5

(3) 「辛卯年十一月一日記宜都宜棕人□稻千三[百五十三半把。」
595×41×10 011 第四号

ものか。その場合、下端の円孔は右寄りになる。

(3)は人為的に中央で二つに折られている。下端右よりに円孔が穿たれている。「辛卯年」は持統五年（六九一）。「某日記」は八世紀初頭以前の表記法。内容は、稲の量を「宜都宜掠人」が記録したものと解され、「宜都宜掠人」は稲の管理者であろう。「宜都宜」はカツカで、(2)の「勝鹿首」と同じウジ名である。「稻千三百五十三半把」は稻一三五束三把五分となり、倉庫に収納される量としては少ないでの、出挙に関わるものであろう。また、「五十三半把」と数量が半端であることから、貸付ではなく返納に関わるとみられる。「宜都宜掠人」は初見。

(4)は下半が折損し、右辺に割れがある。「別俵」という表現や、「春稻」とあることから、収藏する稻から春稻として貢進するもの

を取り出すなどの行為と関わることになる。裏面の「百束」に続く文字は残画から「貸」の可能性があり、これも出挙にも関わることになる。

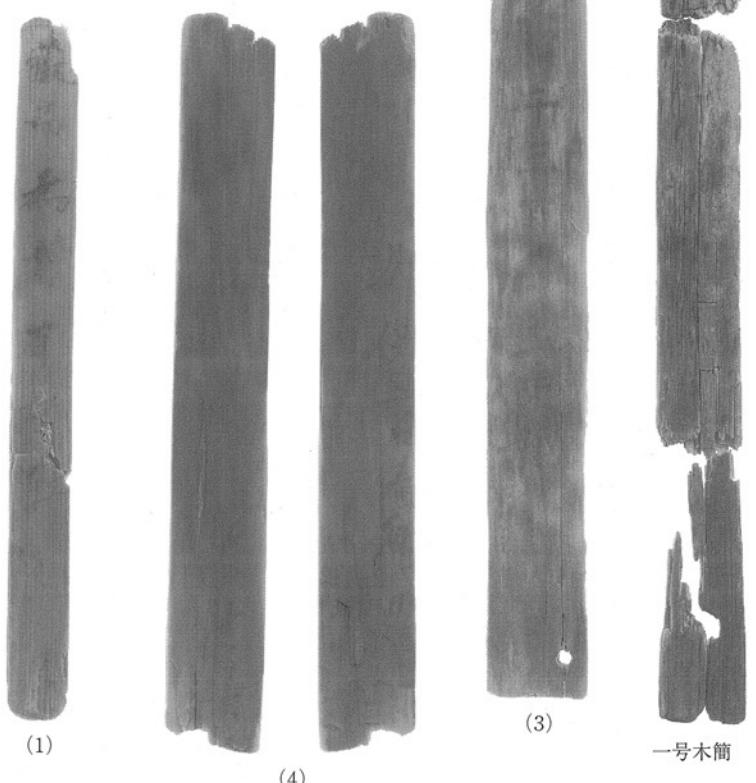
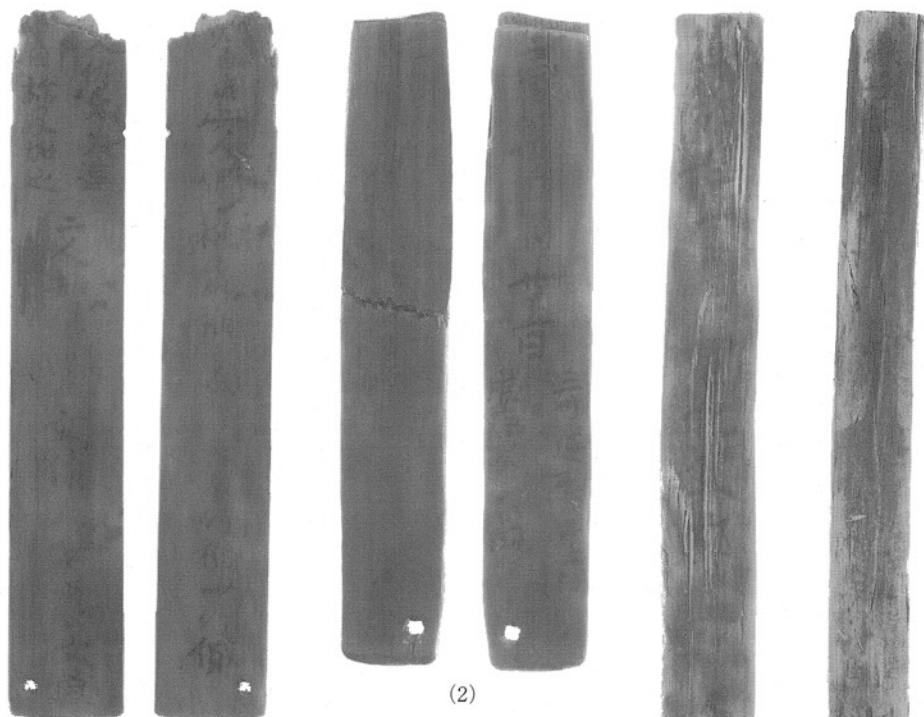
(5)は上半が欠損している。下端右よりに円孔が穿たれている。裏面には「刀自」ら二人に「貸稻」したことが記され、裏面には二人の名が二行書きされ、その下に「二人知」とあるから、おそらく「貸稻」の保証人と考えられる。また稻の数量の単位を表す文字は、稲の重量を示す「斤」の可能性がある。「文作人」については、「貸稻」の契約書の作成者であろう。なお韓国の「大邱戊戌銘塙作碑」に碑文の作者を「文作人」とする記載が見える。「戊戌年」は新羅

眞智王三年（五七八）と推定されている。本例はわが国における、
フ（ミ）ヒトの職掌を示す古い用例か。「石木主寸」は西河原森ノ
内遺跡一号木簡の歴名の中にも見える。

(6)は四周を欠失する断片で、原形は不詳である。

このように、木簡の大半が短冊状を呈し、形態不明の(6)と出土地点の異なる(1)を除き、四～四・五cmの幅の広いもので、長さも上・下半が欠失する(4)(5)を含め、一号木簡・(3)の四点は、六〇cm前後を測る長大なものである。(2)も半分の三〇cm弱と、規格性をもつている。年紀の示す大宝令制定前後の時期に対応する、古い地方木簡の特徴を示している。また、下半を欠失する(4)を除き、一号木簡と(2)(3)(5)の下端には右寄りに穿孔があり、束ねて保管されていたことを推測させる。

また(3)に「稻千三百五十三半把」、(4)に「別俵二石春稻」、「」
石□□百束貸」、(5)に「刀自右一人貸稻」「稻二百□又□□稻冊□
貸」など、貸稻（出挙）と米に関わる記述があり、右に見たように束ねて使用されていたとみられることから、一連の木簡が稻の貸借（出納）・保管などに関わることを示している。そしてこれらの木簡が、大型の倉庫とみられる建物の廃絶後に、柱抜取穴に半切して投棄されていたことから、倉庫で使用された後、その廃絶に伴い投棄された可能性が高いと言えよう。



一号木简